1　環境の保全及びリサイクル対策の推進
⑴　営業者に期待される役割
ア　省エネルギー対応の冷凍・冷蔵設備の導入
イ　食品循環資源の再生利用等実施率の向上
ウ　食品廃棄物の発生抑制・減量
⑵　組合・連合会に期待される役割
ア　食品循環資源等の再生利用の仕組みの構築
イ　業種を超えた組合間で相互に協力
ウ　組合員以外の営業者への参加促進・普及啓発
⑶　日本政策金融公庫に期待される役割
営業者への支援
2　食育への対応
⑴　営業者に期待される役割
ア　ヘルシーメニューの開発・提供
イ　総カロリー表示、塩分量表示等の推進
ウ　加工食品（惣菜等）についての食物アレルギー物質の有無の明示
エ　食材の原産地表示
⑵　組合・連合会に期待される役割
ア　地域における食生活の改善の支援
イ　食品の安全性に関する知識普及の支援
3　少子高齢社会への対応
⑴　営業者に期待される役割
ア　宅配・御用聞き等の実施
イ　バリアフリー対策
ウ　補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
エ　高齢者の調理しやすい食材の提供
オ　他の生活衛生関係営業者と連携した加工食材の配食サービス提供
⑵　日本政策金融公庫に期待される役割
融資による営業者への支援
4　地域との共生
⑴　営業者に期待される役割
ア　地域における街づくりへの参加・共生
イ　地域の商店街の共通ポイントカードや共同配送の取組みへの参加
⑵　組合・連合会に期待される役割
ア　社会活動を企画・指導できる指導員の育成
イ　業種を超えた相互協力
ウ　地域における特色ある取組支援

（別表１）食肉販売業の営業者等の利用できる施設設備（平成23年４月１日現在）

貸付対象者	施設又は設備
営業者 衛生設備〔特利③〕 省エネルギー設備〔特利③〕	・蒸気噴霧掃除機 ・太陽熱利用冷温熱装置 ・太陽光発電設備 ・風力発電設備
省エネルギー設備〔特利②〕	・建築物の省エネルギー性能向上に資する設備、機器及び建築材料 ・クリーンエネルギー自動車
振興設備 〔特利③又は特利③－0.15%〕	・店舗等（建築基準法でいう増・改築等及び建物の賃借に要する敷金、権利金、保証金等とする。） ・冷凍（蔵）設備（冷凍庫、冷凍庫及び冷凍(蔵)ショーケースをいう。） ・空気調和設備 ・解凍庫 ・作業用設備 ・揚（焼）物機器 ・計量器 ・仕入・配送用車両 ・真空包装機 ・ソーセージ製造器 ・情報近代化設備（コンピューター、コンピューターに接続する周辺機器、ソフトウェア及び電子商取引関連設備等をいう。） ・全自動手指洗浄消毒器 ・防犯設備 ・ＡＥＤ（自動体外式除細動器）
組合 振興設備〔特利③〕	・研修施設（土地及び附帯設備を含む。） ・共同冷凍庫（土地及び附帯設備を含む。） ・共同配送用保冷車両 ・共同食肉処理場（土地及び附帯設備を含む。） ・共同情報近代化設備（共同デビットカード関連機器を含む。）

※特利②＝基準利率－0.65%　特利③＝基準利率－0.9%
金利については、財投金利を元に毎月改定されます。
※基準利率2.25%（平成23年１月17日現在）

（別表２）食肉販売業に係る融資の概要（平成23年４月１日現在）

貸付条件等	会　社　及　び　個　人
貸付対象	振興計画認定組合の組合員
貸付限度額	・設備資金　１億5,000万円 ・運転資金　　5,700万円（設備資金と別枠）
貸付使途 （貸付利率）	・設備資金 衛生設備（特利③）：一般貸付と共通 省エネルギー設備（特利②、③）：一般貸付と共通 振興事業特定施設（特利③又は特利③－0.15%） その他の設備（基準利率） ・運転資金 営業振興運転資金（基準利率、基準利率－0.15%）